

令和 6 年 度
事業報告書

令和 6 年 4 月 1 日から
令和 7 年 3 月 3 1 日まで

公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター

令和6年度 事業報告書

県民生活に密着したサービスや商品の提供を行い生活向上と地域の活性化に重要な役割を果たしている生活衛生関係業者（以下「生衛業者」という）の経営の健全化と振興を通じて、衛生水準の維持向上と利用者及び消費者の利益の擁護を図るため、生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）、鳥取県・鳥取市等行政機関、日本政策金融公庫（以下（日本公庫）という。）などの関係機関と連携しながら公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という。）の定款に定めるところにより、営業に関する相談・指導、融資のあっせん、後継者育成支援、標準営業約款制度の登録・普及、クリーニング師・従事者の研修講習、エネルギー価格・原材料価格高騰等に対する経営支援などの事業を実施した。

また、公益財団法人としての自覚を持ち、公益法人3法、関係法令及び定款を遵守し、コンプライアンスに基づいて法人運営を行った。

I 公 益 目 的 事 業

1 相談室運営事業

指導センターに経営指導員を配置し、管理運営と常設の相談窓口を開設して、生衛業者に対する経営上必要な融資、労務、衛生管理等の相談と指導を行うとともに、利用者・消費者の苦情等に関する相談業務を行った。

また、経営指導員、経営特別相談員（以下「特相員」という。）、約款登録推進員及び関係機関等が連携して、生衛業者に対する経営の近代化、合理化、健全化、衛生水準の維持向上などについて支援を行った。

・組織体制	常 務 理 事	1 名（事務局長・経営指導員を兼務）
	経 営 指 導 員	1 名
	事 務 職 員	1 名
	特 相 員	2 1 名

2 税務相談等事業

税理士による税務の記帳方法・決算書の作成方法、中小企業診断士による経営診断を希望する生衛業者に対し無料の個別相談・指導を行った。

・実 績 5 件・14時間 [計画 5 件・10時間]

3 地区生活衛生営業相談指導事業

(1) 出前相談・指導

経営指導員が各生衛組合の総会、理事会、役員会等に出席し相談・指導に応じるとともに個別の営業施設等にも出向いて対応した。

相談・指導等事業 件数 () 内は計画

区 分	令和6年度	
窓口相談 (件)	97	(100)
地区相談 (人)	48	(30)
巡回相談 (人)	734	(600)
計	879	(730)

(2) 地区相談・指導

生衛組合役員、特相員、経営指導員、行政担当者及び日本公庫融資担当者で業種横断的な地区連絡会を県内3地区で開催し、地域の状況を踏まえた意見交換を行った。

・東部地区	7月29日	14人
・中部地区	8月26日	10人
・西部地区	8月5日	16人
計3回		参加者40人

(3) 衛生管理講習会

生衛業の衛生水準を確保し感染症等の拡大を未然に防止するため理容生衛組合及び美容業生衛組合と連携して営業施設における衛生対策の研修会を県内3地域で実施した。

(理容生衛組合)

・東部地区	10月7日	26人 (うち員外 0人)
・中部地区	10月28日	40人 (うち員外 0人)
・西部地区	11月11日	43人 (うち員外 0人)

(美容業生衛組合)

・東部地区	6月24日	29人 (うち員外 4人)
・中部地区	9月2日	19人 (うち員外 1人)
・西部地区	4月22日	66人 (うち員外 2人)

計6回 受講者 223人 (うち員外 8人) [計画300人]

4 生活衛生関係営業設備改善資金融資等指導事業

日本公庫の融資に関し生衛業者の求めに応じて必要な指導を行ったほか、生活衛生関係営業経営改善貸付における推薦業務等を行った。

これらの業務に関し緊密な連携と機能的な運用を図るため、経営指導員、特相員及び日本公庫担当者合同の研修会を行った。

生活衛生貸付 貸付実績

※ () 内は前年度

	全 体	うち 衛経貸付	うち 振興貸付
借入決定した件数 (件)	44 (23)	5 (5)	7 (5)
融資決定額 (千円)	209,280 (74,100)	17,480 (9,200)	56,700 (20,300)

5 融資等相談支援連絡協議会事業

特相員による経営相談の支援等を目的に融資等相談支援連絡協議会を開催し、指導力向上のための研修を経営指導員、特相員、組合役員及び日本公庫担当者合同で行った。

また、各生衛組合、日本公庫鳥取・米子支店、指導センターの代表者が一堂に会し融資の在り方等に

ついて意見交換を行う生活衛生改善貸付推薦団体連絡協議会を開催した。

(融資等相談支援連絡協議会)

開催日 : 令和7年2月17日
開催場所: 白兔会館 (リモートでも同時開催)
参加者 : 22人
テーマ1: 県内の特殊詐欺被害の現状と対策
テーマ2: 県の生活衛生営業関係の施策
テーマ3: 生活衛生関係融資の取組みについて

(生活衛生改善貸付推薦団体連絡協議会)

開催日 : 令和7年3月7日
開催場所: 白兔会館
出席者 : 16名
議 題: 生活衛生貸付の制度、貸付実績の説明、融資制度等に関する意見交換

6 生衛業情報化整備事業

生衛業者の経営の改善及び衛生水準の向上を図るため、ホームページや情報誌「とりせい通信」を活用し、関連する経営・融資・衛生情報や指導センター及び生衛組合の実施事業等を広く発信した。

(1) ホームページを活用した広報

- ・公益法人としての開示情報掲載
事業計画・報告、収支予算・決算 等
- ・指導センターホームページの運営・管理
指導センターの紹介 (発信18回)
景気動向等統計データの周知 (発信 4回)
感染症対策等衛生情報の周知 (発信 7回)
融資情報の周知 (発信12回)
物価高騰等の支援策 (発信15回)
情報発信合計 56回
- ・年間アクセス件数 4,159件 [計画 4,000件]
- ・年間ページビュー数 6,448件 [計画 9,000件]

(2) とりせい通信の発刊

生衛業者(員外者含む)に当指導センターの事業や生衛業に関する制度等を広く知らしめるために情報誌を発行した。

- ・発行部数 1,500部 発行時期 令和6年7月

7 後継者育成支援事業

高校生を対象とした職業体験を通じて、生衛業に対する職業観の向上を図ると共に、後継者不足が懸念される理容業並びに美容業の課題解消を図り、県民の利便に支障を来さないように努めた。

本年度は、高校での出前授業を2校(理容1校、美容1校)で実施するとともに鳥取県理容美容専門学校と連携した体験学習を行った。

出前授業でアンケートを実施した結果、回答者のうち理容・美容に対する職業観が向上した者は93%であった。

(出前授業)

- ・理容
開催日 : 令和6年11月12日
開催校 : 緑風高等学校
参加者 : 31人

・美容

開催日 : 令和6年10月28日

開催校 : 鳥取敬愛高等学校

参加者 : 121人

(体験学習)

開催日 : 令和6年4月～9月(3回実施)

開催校 : 鳥取県理容美容専門学校

参加者 : 65人

8 消費者等コールセンター事業

消費者・利用者及び事業者のそれぞれの利益に資するため、利用者からの苦情の実例を報告し、適正な対処方法などを話し合い、お互いの立場を理解し、苦情の発生を未然に防止するための懇談会を開催した。

また、消費者団体を対象として、標準営業約款制度などの生衛業者が取り組んでいる消費者の利益擁護の研修会を開催し消費者の理解向上を図った。

(1) 生衛業者と消費者との懇談会

日 時 : 令和7年1月28日

場 所 : 白兔会館(鳥取市)

出席者 : 10人(消費者、生衛業者、県消費生活センター、指導センター)

※参加者からの主な意見

・特殊詐欺が多発している。生衛業の店でも客に注意喚起すれば被害防止に効果があるのではないか。

・標準営業約款制度はよい制度だが消費者の認知度が低い。もっとPRが必要。 等

(2) 消費者団体を対象とした研修会

開催回数・延べ参加者 : 1回・8名

研修内容 :

・生衛業について

・標準営業約款制度について

※参加者からの主な意見

・標準営業約款制度は消費者にとってメリットのある制度だと思うが、営業にあたって安全安心は当然であり、それをどうメリットと捉えさせるかが課題ではないか。 等

9 生活衛生水準確保・向上推進事業

生活衛生水準の確保・向上を図ると共に生衛組合の活性化の取り組みを支援するため、指導センター及び生衛組合は行動計画を作成して推進を図るとともに、行政及び日本公庫とも連携して事業の実施に取り組んだ。

(1) 確保・向上推進会議

日 時 : 令和6年6月4日

出席者 : 各生衛組合理事長、日本公庫、指導センター

概 要 : 令和6年度指導センター及び各生衛組合の行動計画、これまでの活動状況

(2) 広報事業

①ホームページ、機関誌等でのPR

②令和5年11月から令和6年10月までの間に新規営業許可・届出を行った業者に対し、組合加入勧奨のパフレット、機関誌「生衛とっとり」等を送付

(送付部数 268部(飲食214、理容2、美容52))

(3) 生衛業の実情報告及び組合活動支援要請

県及び鳥取市の生活衛生担当部局に対し、生衛業の実情や組合活動への支援を要請した。

※「3(2) 地区相談・指導」時に実施

1.0 生衛業デジタル化推進・支援体制開発事業

生衛業のデジタル化を推進するため、実店舗の協力のもと当該店舗の経営課題等を解決するためのデジタル技術活用の検討・提案等を行うとともに、検討・提案等を通じて経営指導員や特相員のデジタルリテラシーの向上を図った。

・事業の概要

協力店舗：鳥取市内のクリーニング所

主な取組み：顧客獲得や収益力向上を図るため、POSデータの有効活用（年間販売計画の立案、店頭での接客への活用、経理事務の効率化など）を提案した。

1.1 生活衛生関係営業振興補助金事業

県及び鳥取市からの補助を受け、生衛業者への情報提供等を行うための広報誌を発行した。

・広報誌「生活衛生とっとり」の発行と配布： 2,500部 年1回 令和7年1月

1.2 標準営業約款推進事業

理容業・美容業・クリーニング業・一般飲食店営業・めん類飲食店営業の5業種に設定されている「標準営業約款」について、加入の促進、既登録業者の更新登録の促進に努めた。

・登録状況

8月：新規登録	なし
再登録	62店（美容業62）
廃止	4店（美容業4）

2月：新規登録	1店（美容業1）
再登録	40店（美容業34、クリーニング業6）
廃止	5店（美容業3、クリーニング業2）

令和7年3月末登録店舗数 372店（去年同期 380店）

（理容業165、美容業194、クリーニング業12、一般飲食店営業1）

1.3 クリーニング師等研修・クリーニング業務従事者講習事業

鳥取県知事の指定を受けクリーニング業法に定める研修・講習を実施した。

実施にあたっては、県・鳥取市及びクリーニング組合と連携して受講率の向上に努めた。

・1型研修・講習（対面式）

日時：令和6年10月6日

場所：鳥取県立倉吉体育文化会館（倉吉市）

受講者数：クリーニング師 21名、クリーニング業務従事者 4名

・2型研修・講習（通信式）

受付：令和6年10月7日～10月18日

受講者数：クリーニング師 14名、クリーニング業務従事者 37名

1.4 全国生活衛生営業指導センター委託事業

(1) 生衛業景況等調査

日本公庫が発注し全国センターが受注して行う景気動向調査で、一般消費者の生衛業利用動向や生衛業の経営状況について調査し、営業者に融資を行う日本公庫の資金需要や融資条件の判断材料としての

活用や生衛業の景況、経営課題等の把握を目的として行った。

対 象：県内の生衛業者 10業種、70店舗

頻 度：毎四半期ごと

調査員：特相員及び経営指導員

(2) 生衛業経営状況調査

全国センターが行う生衛業経営状況調査で、月次で売り上げ等の経営状況を調査し、調査結果を公表することにより、個々の営業者の経営判断の行う材料として、また、生衛業に対する今後の施策の判断材料として活用することを目的として行った。

対 象：県内の生衛業者 10業種、41店舗

頻 度：毎四半期ごと

調査員：経営指導員

(3) 経営特別相談員研修事業

全国センターの委託を受け、知事が委嘱した経営特別相談員の相談能力向上を図るため研修会を実施した。

日 時：令和6年8月26日（リモートでも同時開催）

受講者： 15名

研修内容：

- ・カスタマーハラスメントの現状と対策
- ・公衆衛生の向上
- ・日本公庫の融資制度と留意点
- ・経営特別相談員制度と生衛業の現状

Ⅱ 法 人 管 理

令和6年度の当センター管理部門の概要

1 評議員会の開催

定時評議員会及び臨時評議員会の開催状況

定時評議員会（令和6年6月21日 白兔会館）

- 第1号議案 令和5年度事業報告及び附属明細書の承認について
- 第2号議案 令和5年度計算書類及び附属明細書並びに財産目録の承認について
- 第3号議案 評議員の選任について
- 第4号議案 役員の選任について

臨時評議員会（令和7年3月26日 白兔会館）

- 第1号議案 令和6年度収支補正予算案の承認について
- 第2号議案 令和7年度事業計画及び収支予算案等の承認について
- 第3号議案 補欠理事の選任について

2 理事会の開催

通常理事会の開催状況

第1回通常理事会（令和6年6月4日 白兔会館）

- 報告事項1 執行役員の職務執行状況報告について
- 第1号議案 令和5年度事業報告及び附属明細書の承認について
- 第2号議案 令和5年度計算書類及び附属明細書並びに財産目録の承認について
- 第3号議案 定時評議員会に付議する役員候補者の選任について
- 第4号議案 定時評議員会の日時、場所、議事に付すべき事項等の決定について

臨時理事会（令和6年6月28日 書面議決）

- 第1号議案 公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター代表理事1名、業務執行理事3名の選任に関する件について
- 第2号議案 理事長が欠けたときに理事長の業務執行に係る職務を代行する者の第1順位を副理事長 鴨河猛志とし、第2順位を副理事長 小谷文夫とすることについて

第2回通常理事会（令和7年3月7日 白兔会館）

- 報告事項1 執行役員の職務執行状況報告について
- 第1号議案 令和6年度収支補正予算案の承認について
- 第2号議案 令和7年度事業計画及び収支予算案等の承認について
- 第3号議案 臨時評議員会に付議する補欠理事候補者の選任について
- 第4号議案 臨時評議員会の日時、場所、議事に付すべき事項等の決定について

3 監事監査の実施

理事の職務執行及び法人の計算書類・事業報告等の監査

監事監査（令和6年5月21日 指導センター事務所）

- 監査事項 令和5年度における業務執行状況、財政状態及び会計決算について

令和6年度 主な業務

令和6年

- 4月 8日 鳥取県理容美容専門学校入学式（鳥取市）
- 15日 公衆浴場業組合総会（鳥取市）
- 20日 後継者育成支援事業理容・美容体験学習[1回目]（理容美容専門学校）
- 22日 美容衛生管理講習会〔西部地区〕（米子市）
- 24日 指導センター・組合事務局連絡会議（鳥取市）
- 26日 都道府県指導センター事務局代表者会議（東京都）
- 5月20日 理容組合総代会（琴浦町）
美容業組合総会（倉吉市）
- 21日 監事監査（指導センター）
- 22日 旅館・ホテル組合総会（湯梨浜町）
- 6月 2日 新型コロナ対策に係る鳥取県知事感謝状贈呈式（鳥取市）
- 4日 第1回通常理事会（鳥取市）
第1回業務執行理事会（鳥取市）
第1回衛生水準確保向上会議（鳥取市）
- 6日 都道府県指導センター衛生水準確保・向上推進事業会議（リモート）
- 8日 後継者育成支援事業理容・美容体験学習[2回目]（理容美容専門学校）
- 18日 食肉組合総会（倉吉市）
都道府県指導センター衛生水準確保・向上推進事業会議（リモート）
- 21日 定時評議員会（鳥取市）
- 24日 美容衛生管理講習会〔東部地区〕（鳥取市）※リモートでも配信
- 28日 臨時理事会（書面）
- 7月 1日 広報誌「とりせい通信（第11号）」 発行
- 3日 都道府県指導センター衛生水準確保・向上推進事業説明会（東京）
- 12日 第1回標準営業約款審査会（鳥取市）
- 29日 地区連絡協議会〔東部地区〕（鳥取市）
- 8月 5日 地区連絡協議会〔西部地区〕（米子市）
- 26日 地区連絡協議会〔中部地区〕（倉吉市）
特相員研修（倉吉市）
- 9月 2日 美容衛生管理講習会〔中部地区〕（倉吉市）
- 5日 中国四国ブロック都道府県指導センター事務局長会議（岡山市）
- 28日 後継者育成支援事業理容・美容体験学習[3回目]（理容美容専門学校）
- 10月 2日 財政的援助団体等に係る事務監査（鳥取市）
- 6日 クリーニング師研修・従事者講習1型（倉吉市）
- 7日～18日 クリーニング師研修・従事者講習2型（全県対象）11月11日レポート提出
- 7日 理容衛生管理講習会〔東部地区〕（鳥取市）
- 28日 後継者育成支援事業美容出前授業（鳥取敬愛高校）
理容衛生管理講習会〔中部地区〕（倉吉市）
管理理容師・美容師資格認定講習会（鳥取市）
- 11月11日 理容衛生管理講習会〔西部地区〕（米子市）
- 12日 後継者育成支援事業理容出前授業（鳥取緑風高校）
- 18日 西日本ブロック公衆浴場組合会議（鳥取市）
- 28日 中国・四国ブロック都道府県指導センター会議（松山市）
- 12月 5日 都道府県指導センター事務担当者会議（東京）
- 9日 美容業経営支援セミナー（米子市）

令和7年

- 1月 9日 広報誌「生活衛生とっとり（第68号）」 発刊
- 27日 美容業組合鳥取支部新年意見交換会（鳥取市）
消費者団体に対する標準営業約款等研修会〔1回目〕（倉吉市）
- 28日 第2回標準営業約款審査委員会（鳥取市）
消費者との懇談会（鳥取市）
- 2月 1日 クリーニング組合役員会（鳥取市）
- 9日 飲食組合米子支部総会（米子市）
- 10日 美容業組合米子支部新年意見交換会（米子市）
- 17日 融資等相談支援連絡協議会（鳥取市）※リモートでも配信
- 20日 都道府県指導センター現任指導員研修会（東京都）
- 3月 3日 クリーニング組合総会（倉吉市）
- 4日 鳥取県理容美容専門学校卒業証書授与式（鳥取市）
- 7日 第2回通常理事会（鳥取市）
第2回業務執行理事会（鳥取市）
生活衛生改善貸付推薦団体連絡協議会（鳥取市）
- 13日 生衛業デジタル化推進・支援事業成果発表会（東京都）
- 19日 都道府県センター理事長会議（東京都）
- 21日 鳥取県生活衛生営業審議会（鳥取市）
- 26日 臨時評議員会（鳥取市）

令和6年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和7年6月

公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター